

ハード事業

○持続可能な観光推進モデル事業

令和6年度概算要求額：
217百万円

概要

持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。

対象者

地方公共団体、DMO等

※①調査事業(モデル実証)については、JSTS-Dのロゴ使用承諾を受けている、又は使用承諾に準ずると認められる地方公共団体・DMO等が対象。



日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）

対象事業

①調査事業(モデル実証)

地方公共団体等が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

観光GX・混雑防止



マイカー規制・新たな交通モードの導入

地域資源(文化・伝統等)の活用



伝統的な町並みの保全のための歴史的資源の活用・収益化

②補助事業(計画策定支援)

地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。

(主な要件)

- ・オーバーツーリズムの未然防止を含む持続可能な観光推進の計画であること
- ・JSTS-Dを活用した観光計画であること(また観光庁が提供するJSTS-D研修を受講すること)

支援内容

①調査事業(モデル実証)

国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業ではないことに留意。

②補助事業(計画策定支援)

直接補助事業（補助率1/2、上限500万円）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972

○クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

令和6年度概算要求額：
400百万円

概要

- 我が国のクルーズ再興に向け、クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、地域経済の活性化に寄与することを目指す。
- そのため、国際クルーズ再開後に各寄港地で発生する課題や今後懸念されるオーバーツーリズム等に対応するための受入体制の構築や寄港地とクルーズ等訪日旅客の双方がメリットを実感できる仕組みの構築等の取り組みに対して支援を行い、持続可能なクルーズ再興を目指す。

事業イメージ

- ①クルーズ船の受入体制の構築
 - 寄港地におけるクルーズ船受入体制の強化
 - クルーズ船のさらなる大型化及び新たな寄港地開拓に対応するための安全対策
- ②クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
 - 地場産品等の消費喚起や訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築
 - 上質な寄港地観光及び海上観光の造成
- ③クルーズ船寄港プロモーション
 - 訪日クルーズプロモーション
- ④海の玄関口としての魅力向上
 - イベントへの誘客促進や港湾等滞在の魅力向上に向けた空間づくり
- ⑤港湾周辺等における受入環境整備
 - 周遊船の発着場所等における受入環境整備



①：航行安全調査



②：地場産品等の消費喚起



③：海外プロモーション



④：イベントへの誘客促進

対象者

- ・港湾管理者
- ・地方公共団体
- ・民間事業者（登録DMO 及び候補DMO を含む）
- ・クルーズ振興のための地域の協議会等

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局含む）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）

対象事業

- ①クルーズ船の受入体制の構築
- ②クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
- ③クルーズ船寄港プロモーション
- ④海の玄関口としての魅力向上
- ⑤港湾周辺等における受入環境整備

支援内容

予算の範囲内で各事業の1/2以内

昨年度からの変更のポイント

- クルーズ船受入体制の強化のため、二次交通不足や小規模港湾等における安全対策の取り組みに対して支援
- クルーズ船寄港誘致のための、外航クルーズ船向け訪日クルーズプロモーション等への支援
- 海の玄関口である港湾等において、訪日外国人の誘客や消費拡大に向け、滞在する魅力を向上するための空間づくりへの支援

支援手続スケジュール（予定）

公募：令和6年3月上旬頃

審査：令和6年3月下旬頃

通知：令和6年4月頃

【連絡先】

国土交通省 港湾局産業港湾課クルーズ振興室 TEL:03-5253-8672
海事局外航課 TEL:03-5253-8620
海事局内航課 TEL:03-5253-8625

○地域における受入環境整備促進事業

令和6年度概算要求額：
1,896百万円

概要

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する取組を集中的に支援する。

事業イメージ

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

■ オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援

- ・ マナー啓発のためのコンテンツ制作、設備整備
- ・ 自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
- ・ バイオトイレ等の整備
- ・ パーク&ライド促進のための駐車場の整備



パーク&ライドを促進する看板

等

■ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援

- ・ 混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備
- ・ 入域料・協力金徴収のためのオンライン等による徴収システムとその徴収に必要な整備

等

■ 交通サービスの受入環境整備を支援

- ・ 段差解消（エレベーター）
- ・ UDタクシー
- ・ 携帯型翻訳機

等

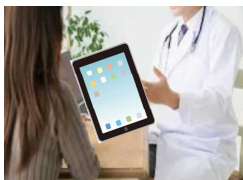


(2) インバウンド先進車両導入支援事業

■ 鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援

(3) インバウンド安全・安心対策推進事業

■ 危機管理対応能力強化を支援



■ 医療機関の訪日外国人患者受入機能強化を支援

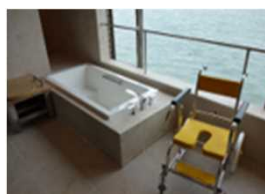


- ・ 多言語翻訳機器の整備
- ・ キャッシュレス決済環境の整備

等

(4) 宿泊施設の受入環境整備

■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援



- ・ 客室・浴室のバリアフリー化

等

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援。
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援。
- ・公共交通機関等における段差解消（エレベーター）、UDタクシー、携帯型翻訳機等の整備を支援。

(2) インバウンド先進車両導入支援事業

- ・鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援。

(3) インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・観光施設等における危機管理対応能力強化を支援
- ・医療機関における訪日外国人患者受入機能強化を支援

(4) 宿泊施設の受入環境整備

- ・宿泊施設における客室や浴室のストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援。

支援内容（補助率等）

- (1) 1/2、1/3等（オーバーツーリズムの未然防止に資する受入環境整備は補助率2/3）
- (2) 1/2
- (3) 1/2 （一部上限500万円のものあり）
- (4) 1/2 （上限500万円）等

昨年度からの変更のポイント

(1) の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進については、オーバーツーリズムの未然防止に資する受入環境整備は補助率2/3に引き上げる。

支援手続スケジュール（予定）

- (1) 未定
- (2) 未定
- (3) 未定
- (4) 未定

【連絡先】 (1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室、国土交通省 総合政策局 地域交通課
(2) 国土交通省 総合政策局 地域交通課
(3) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
(4) 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL : 03-5253-8111

○街なみ環境整備事業

※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和6年度概算要求額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 (官民連携基盤整備推進調査費)

令和6年度概算要求額: 398百万円

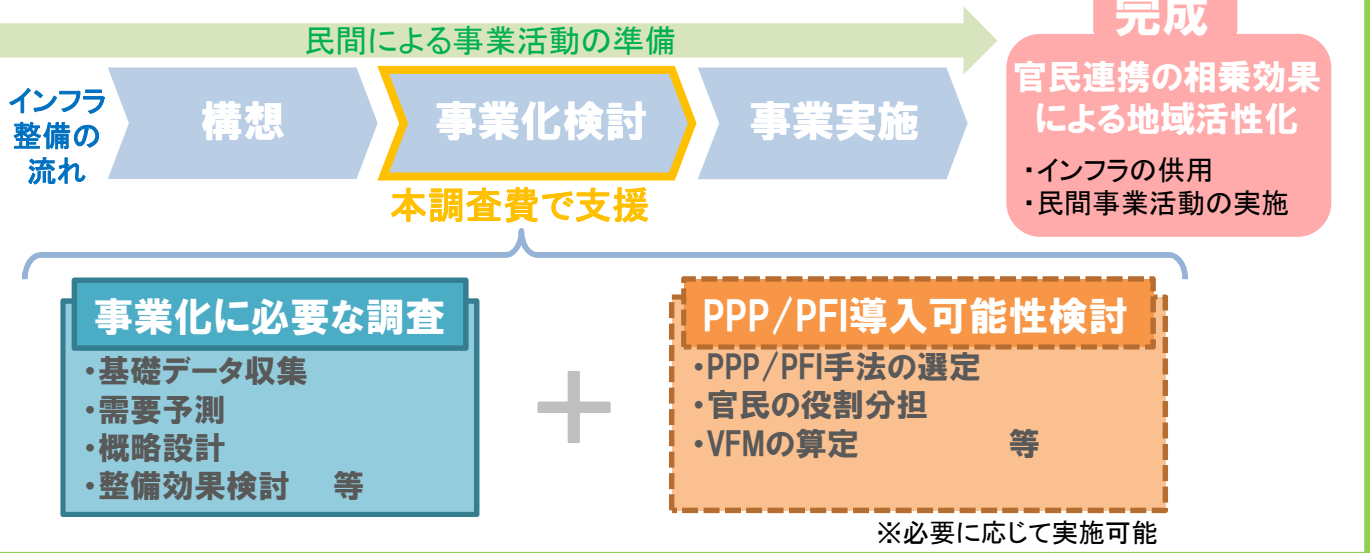
概要

観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、官側が実施する基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。

事業イメージ

事業フロー

■事業化検討段階の調査費補助



事例

■広域観光拠点整備の検討 (道の駅の整備事例)

基盤整備 民間事業活動



対象者

地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

対象事業

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業
（道路、河川、海岸、港湾、都市公園、都市整備、空港等の公共土木施設）
の事業化に向けて必要な調査検討の経費

① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）

支援内容

事業化検討段階の基盤整備の調査設計・・・補助率： 1 / 2

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

年間3回の募集を予定しています（応募状況により、変更する場合があります）

①国土交通省への応募書類の提出

（予定：第1回募集 1月下旬頃

第2回募集 4月中旬頃

第3回募集 6月中旬頃）

備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

TEL: 03-5253-8111(内線29-916, 29-924) 03-5253-8360(直通)

Mail: hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp

○離島活性化交付金

令和6年度概算要求額：
1,260.0 百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化のための交付金



離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を離島活性化交付金で、ハード事業を離島広域活性化事業で支援する。

離島活性化交付金	離島広域活性化事業（社会資本整備総合交付金）
<p>目的：戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。</p> <p style="text-align: right; color: #e91e63;">下線が拡充部分</p> <p>○定住促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出のための戦略産品開発 輸送費支援 企業誘致・創業等促進 <small>（離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援）</small> 定住誘引事業（定住情報の提供） 流通効率化事業 デジタル技術等新技術活用促進事業 小規模離島等生活環境改善事業 安全・安心向上事業 <p>○交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島における地域情報の発信 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり ※ 島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進 ※ <small>（離島留学における親子留学への支援及び里親の住宅改修も対象とする）</small> 	<p>目的：一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。</p> <p style="text-align: right; color: #e91e63;">下線が拡充部分</p> <p>○定住促進住宅整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住促進住宅の整備（既存施設の改修等及び新築） <p>○定住誘引施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） 交流施設の整備（既存施設の改修及び新築） ※ <small>（例：地域・観光交流センター、自然体験施設等）</small> <p>○流通効率化関連施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備 <p>○定住基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難施設の整備等 土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 <p style="color: #e91e63;">※交流促進等の事業は、離島地域の振興に効果的である場合は、離島地域外でも対象となることを明確化。 <small>（例：本土側の渡船施設周辺のトイレ改修等）</small></p> <p>◆主な補助率：都道府県、市町村・・・各事業の1/2以内 民間団体・・・各事業の1/3以内</p> <p>※ただし、流通効率化は民間でも1/2</p>

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など
- 「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

産業活性化事業における企業誘致等促進事業の一環として、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援を支援対象とするなど、支援内容を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○ 離島広域活性化事業

令和6年度概算要求額

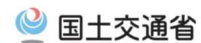
社会資本整備総合交付金
656, 283百万円の内数

概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

事業イメージ

離島活性化のための交付金



離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を離島活性化交付金で、ハード事業を離島広域活性化事業で支援する。

離島活性化交付金	離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)
<p>目的: 戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。</p> <p style="text-align: right; color: #0070C0;">下線が拡充部分</p> <p>○ 定住促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> －雇用の創出のための戦略産品開発 －輸送費支援 －企業誘致・創業等促進 <p style="text-align: center; color: #0070C0;">(離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住誘引事業(定住情報の提供) ・流通効率化事業 ・デジタル技術等新技術活用促進事業 ・小規模離島等生活環境改善事業 ・安全・安心向上事業 <p>○ 交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島における地域情報の発信 ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり ※ ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進 ※ <p style="text-align: center; color: #0070C0;">(離島留学における親子留学への支援及び里親の住宅改修も対象とする)</p>	<p>目的: 一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。</p> <p style="text-align: right; color: #FF9900;">下線が拡充部分</p> <p>○ 定住促進住宅整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住促進住宅の整備(既存施設の改修等及び新築) <p>○ 定住誘引施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築) ・<u>交流施設の整備(既存施設の改修及び新築) ※</u> <p style="text-align: center; color: #FF9900;">(例: 地域・観光交流センター、自然体験施設等)</p> <p>○ 流通効率化関連施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備 <p>○ 定住基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 <p style="text-align: center; color: #FF9900;">※交流促進等の事業は、離島地域の振興に効果的である場合は、離島地域外でも対象となることを明確化。</p> <p style="text-align: center; color: #FF9900;">(例: 本土側の渡船施設周辺のトイレ改修等)</p> <p>◆ 主な補助率: 都道府県、市町村・・・各事業の1/2以内 民間団体・・・各事業の1/3以内</p> <p>※ただし、流通効率化は民間でも1/2</p>

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

- 定住促進住宅整備事業
 - ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）
- 定住誘引施設整備事業
 - ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）
 - ・地域交流施設の整備（既存施設の改修及び新築）
（例：地域・観光交流センター、自然体験施設等）
- 流通効率化関連施設整備事業
 - ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備
- 定住基盤強化事業
 - ・避難施設の整備、防災活動拠点の改修、避難路、案内板等簡易な施設の整備等、緊急時物資等輸送施設の整備、災害応急対策施設の整備、感染症対策等の離隔施設への改修等、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

- 都道府県、市町村、一部事務組合
→予算の範囲内で各事業の1/2以内
- 民間団体
→予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
 - ※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内
 - ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%（上限事業費541万円）

昨年度からの変更のポイント

定住誘引施設整備事業において、交流施設の整備等を支援対象として拡充。

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概要

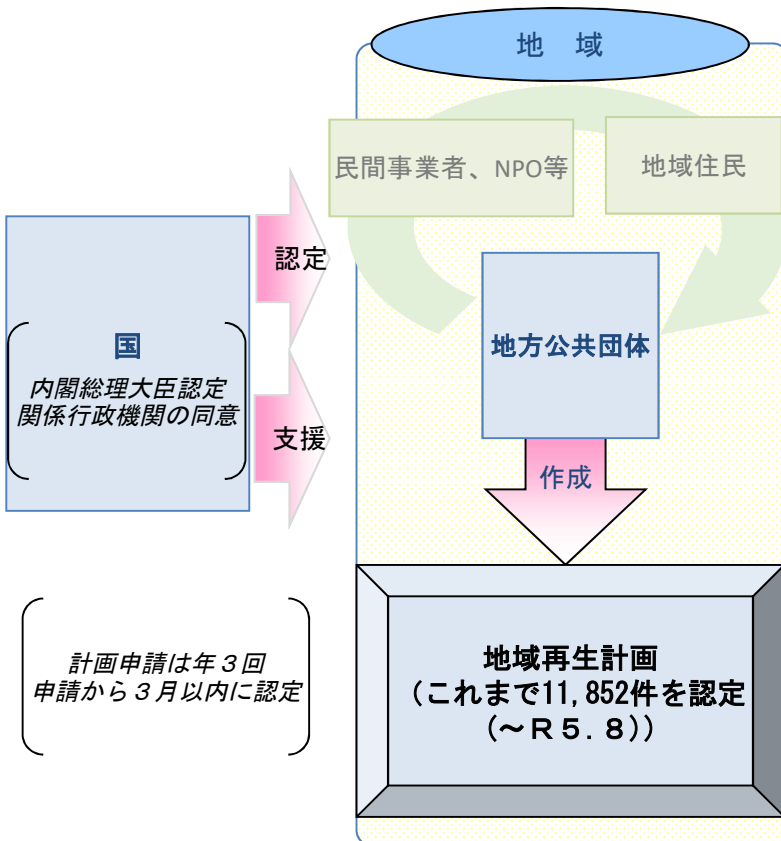
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)
(注) 地方創生推進交付金 (H28創設)、地方創生拠点整備交付金 (H28創設)、地方創生整備推進交付金 (道・污水处理施設・港) (H17創設、H28改正) 等を新たに位置付けたもの。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画) (H27創設)
(小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構 (PF推進機構) の業務特例) (R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
 - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

詳細はこちら

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/220331/02_220513_kihonhoushin_beppyu.pdf)

【観光地域づくりに資する施策】

- デジタル田園都市国家構想交付金
（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○デジタル田園都市国家構想交付金

令和6年度概算要求額：
120,000百万円の内数

概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の深化・加速化を図る観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設し、デジタル田園都市国家構想を推進する。

事業イメージ

デジタル田園都市国家構想交付金のR6概算要求



R6概算要求：1,200億円（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）

デジタル田園都市国家構想交付金 R5当初：1,000億円、R4補正：800億円

①デジタル実装タイプ
R4補正：400億円

▶ デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

②地方創生拠点整備タイプ
R5当初：70億円、R4補正：400億円

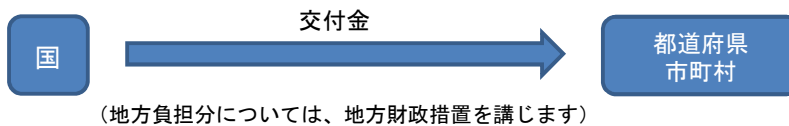
▶ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
- ・ 東京圏からのU10ターン促進及び地方の担い手不足対策
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

③地方創生推進タイプ
R5当初：930億円



対象者



昨年度からの変更のポイント

- ・ 令和6年度における具体的な内容については、予算編成過程において検討を進めていく。

対象事業・支援内容（現行）

● デジタル実装タイプの概要

現行のデジタル実装タイプ（TYPE1/2/3等）の概要（R4補正：400億円）

<TYPE別の内容> ※2/3は1団体1申請とすること

<対象事業（一例）>



※上記の他、R4補正限りの時限措置として、
マイナンバーカード利用横展開事例創出型を創設（国費3億円、補助率10/10）
※申請上限数（上記TYPEの合算値）：都道府県9事業 市町村5事業

<その他の新規要素>
・マイナンバーカードの利活用促進、スタートアップの活用促進など、
国の重要施策を推進する観点からの一定の優遇措置
・KPI（デジタル実装1,500団体）達成に向けたボトムアップ支援

● 地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

現行の地方創生拠点整備タイプの概要 （R5当初：70億円、R4補正：400億円）

現行の地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要 （R5当初：930億円の内数）

事業類型	対象	上限額 補助率
当初予算分	原則3年間の事業	国費： 都道府県15億円 中核中核都市10億円 市区町村5億円
補正予算分	単年度の事業	補助率：1/2 ※補正予算分も同一

<制度拡充（R4補正～）>
民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長5年間の事業	国費： 都道府県3.0億円 中核中核都市2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長3年間の事業	国費： 都道府県1.0億円 中核中核都市0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、 未来技術を活用した新たな 社会システムづくりの全国的な モデルとなる最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

(注) 申請上限件数は以下の通り
・地方創生拠点整備タイプ 当初：2023～27年度（デジタル総合戦略の期間）を通じて1事業、補正：上限なし
・地方創生推進タイプ 都道府県：6事業、中核中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外

支援手続スケジュール（昨年度参考）

2022年12月7日	令和4年度第2次補正予算分の募集開始
2022年12月23日	令和5年度当初予算分の募集開始
2023年3月10日	令和4年度第2次補正予算分の内示・公表
2023年3月29日	令和5年度当初予算分の内示・公表

【連絡先】

○地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ
内閣府 地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416

○デジタル実装タイプ
内閣府 地方創生推進室 TEL:03-6257-3889

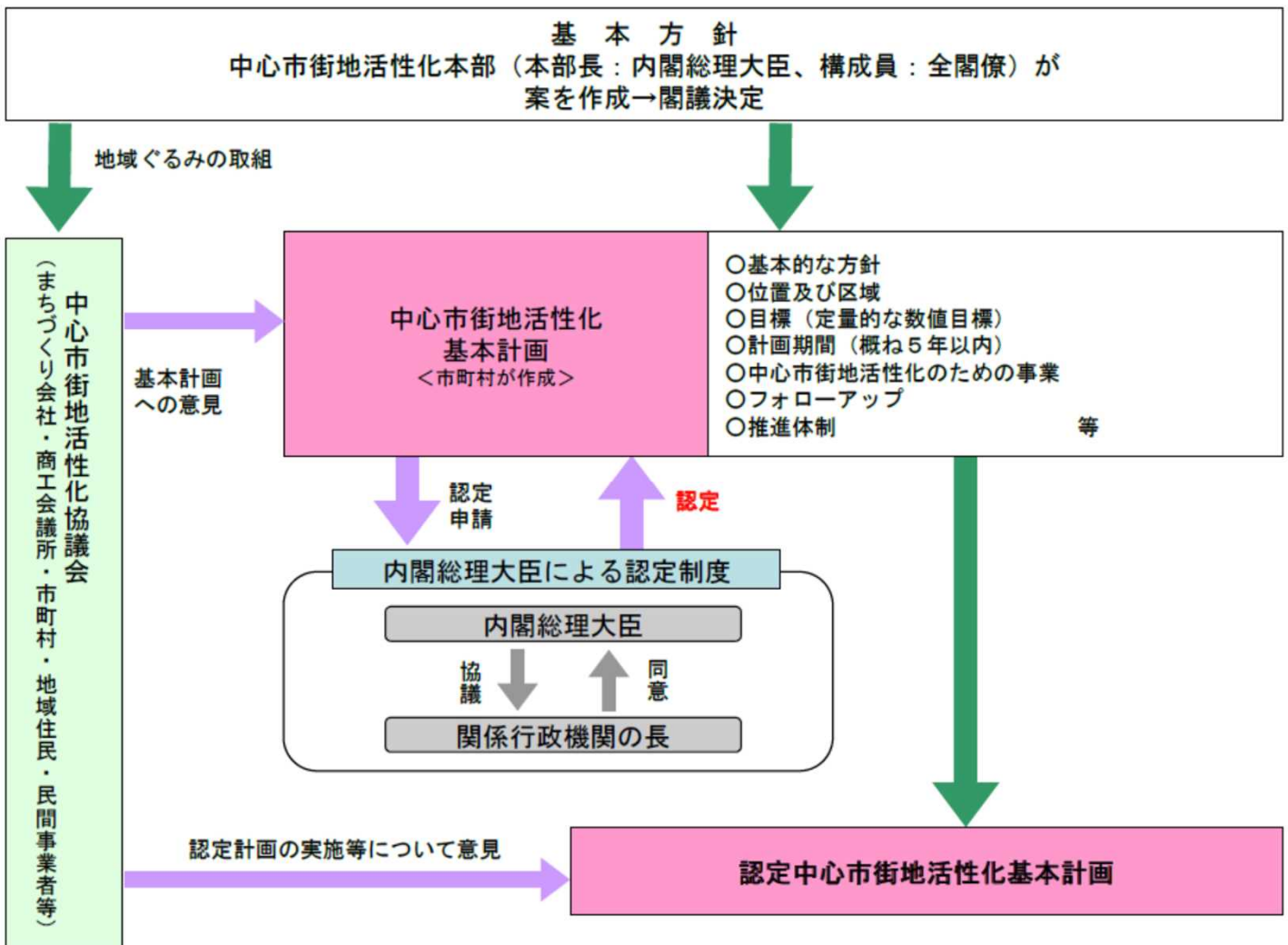
○中心市街地活性化制度

令和6年度概算要求額：
46百万円

概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ



対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
(地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等)

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）
（暮らし・にぎわい再生事業）
- 中心市街地・商店街等診断・サポート事業（経済産業省）
- 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業（経済産業省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい
- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
- 認定を目指す年度
 - 4月 : 計画概要の提出
 - 5月～6月 : 事務局によるヒアリング
 - 7月～11月 : 計画内容の調整、現地視察、国の支援措置について
地方支分部局と最終調整
 - 11月中 : 計画案の完成
 - 12月～1月 : 各省調整、申請、各省協議
 - 3月末 : 認定

※認定は年度末を基本とするが、市町村の個別事情に応じた調整も可能

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和6年度概算要求額：
28,219百万円の内数

概要

地域の多様な関係者が連携・協働し、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」に向けた取組を支援し、持続可能な公共交通サービスの構築を推進する。
* デジタル田園都市国家構想実現会議の下に設置される「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を通じて関係省庁と連携。

事業イメージ

多様な関係者の共創やDX・GXによる持続可能な地域公共交通の実現

共創・MaaSプロジェクト

- ・官民、交通事業者間、他分野の共創による交通プロジェクト
- ・MaaSの広域化や交通データの利活用の推進
- ・地域モビリティ人材（まちづくりはじめ他分野との連携、DX等）の育成支援



医療×交通



介護×交通



エネルギー×交通



住宅×交通



教育×交通



農業×交通

DX・GXによる公共交通の基盤強化

- ・新たな決済手段や新しいモビリティの導入、交通情報データ化等

自動運転実証調査

- ・自動運転による公共交通の社会実装に向けた実証事業

地域公共交通の維持確保・体質改善等

○地域公共交通の維持確保・体質改善

- ・地域公共交通計画に基づく運行費等の支援強化
- ・エリア一括協定への長期安定的な支援 等
- ・バス・タクシー運転者の安全・安心な職場環境構築の支援等、人材確保対策の強化
- ・離島航路・航空路の運航への支援



○ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

○快適で安全な公共交通の実現

- ・公共交通におけるバリアフリー整備の推進等

対象者

交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体

対象事業

- ① **地域公共交通確保維持事業**
- ② **地域公共交通バリア解消促進等事業**
- ③ **地域公共交通調査等事業**

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援
※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等

※国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実

支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

（地域公共交通確保維持改善事業）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

（新モビリティサービスの推進）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000193.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

ローカル10,000プロジェクト
(地域経済循環創造事業交付金)

令和6年度概算要求額:
1,150百万円の内数

概要

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型事業の立ち上げを支援する。

事業イメージ

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業
- ・地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

公費による交付額

国費

地方費

地域金融機関による融資等

・公費による交付額以上

自己資金等

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費
2/3、3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・「デジタル技術」国費10/10
- ・「ローカル脱炭素」国費3/4

(例) 廃校を活用したグランピング施設整備事業



これまでの実績
(455事業、365億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む))

公費交付額 129億円、融資額 181億円、自己資金等 54億円

※端数処理の都合上合計は一致しない。(R4年度末時点)

対象者

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、助成を行う地方公共団体に交付金を交付

対象事業

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果を創出する事業であり

- ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること
- ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
- ・地域金融機関から受ける融資額が公費による交付額(国費+地方費)と同額以上であること

支援内容（補助率等）

○公費による交付額の上限

→ 原則2,500万円

融資額又は出資額が公費による交付額の

- ・ 1.5倍以上2倍未満の場合：3,500万円
- ・ 2倍以上の場合：5,000万円

○補助率

→ 原則、公費による交付額の1/2

条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2/3
特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3/4

重点支援

以下の事業などに該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

○生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】

○脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

支援手続スケジュール（予定）

実施計画書提出を随時受付、毎月10日提出〆切、翌月下旬交付決定

【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課 TEL: 03-5253-5523

○かわまちづくり支援制度

令和6年度概算要求額：
 都市水環境整備29,663百万円の内数
 社会資本整備総合交付金656,283百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



閑上地区かわまちづくり(名取川/名取市)



※完成イメージ

中津川市かわまちづくり(千旦林川/中津川市)

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

支援内容

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用(道頓堀川/大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営(信濃川/新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用(最上川/長井市)

親水護岸の利用(新町川/徳島市)

支援手続スケジュール(予定)

- ① 推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
 - ② 水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
- ※登録については8月下旬の予定

【連絡先】

かわまちづくりよろず相談窓口(略称『かわよろず』)

hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL: 03-5253-8447

○**観光地・観光産業における人材不足対策事業**

令和6年度概算要求額：
400百万円

概要

人手不足の解消に向け、採用活動支援等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施する。

事業イメージ

対象事業

①人材確保支援

各地方ブロック単位での宿泊業特化型の就職説明会・マッチングイベントの開催、合同企業説明会への出展支援、採用HP・採用パンフレットの作成等の広報強化支援等、事業者の採用活動を全面的に支援

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットロボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資や、部屋食提供業務の効率化のための食事会場整備、布団敷き業務の効率化のためのベッド付客室への改修等の施設整備を補助

③外国語人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの開発・提供等、経営の高度化に向けた支援



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット



特定技能外国人材
(宿泊業)

対象者

支援内容

○補助対象： 宿泊事業者、民間事業者等

○①②補助率： 間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2） ③④直轄事業

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL03-5253-8330

- 自然環境整備交付金事業
- 環境保全施設整備交付金事業

令和6年度概算要求額：
2,061百万円

概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。

事業イメージ

自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金

背景・目的	事業概要	事業目的・概要等												
<p>政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備 ○国定公園等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備 ・長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備 ・国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等 ●環境保全施設整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備 	<p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくり</p>												
<p>事業スキーム</p> <pre> graph LR A[環境省] -- 交付 --> B["A県 【都道府県の裁量で配分】"] A -- 交付 --> C["B県"] B -- 交付 --> D["A県事業 【一般競争入札等】"] B -- 交付 --> E["C市事業"] D -- 交付 --> F[民間企業等] E -- 交付 --> F </pre>	<p>期待される効果</p> <p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくり</p>													
<p>※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業 総事業費の2分の1 国定公園等整備事業 総事業費の100分の45</p>														
<p>イメージ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">国立公園整備事業</th> <th style="width: 33%;">国定公園等整備事業</th> <th style="width: 33%;">長寿命化対策整備事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  (公衆トイレの洋式化) </td> <td style="text-align: center;">  (標識等の多言語表記) </td> <td style="text-align: center;">  (ビジターセンターの長寿命化対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  (老朽化した落下防止柵の再整備) </td> <td style="text-align: center;">  (公衆トイレの整備) </td> <td style="text-align: center;">  (展望台の長寿命化対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  (利用が多い荒廃歩道の再整備) </td> <td style="text-align: center;">  (植生保護のためのシカ柵の整備) </td> <td style="text-align: center;">  (長距離自然歩道の整備) </td> </tr> </tbody> </table>			国立公園整備事業	国定公園等整備事業	長寿命化対策整備事業	 (公衆トイレの洋式化)	 (標識等の多言語表記)	 (ビジターセンターの長寿命化対策)	 (老朽化した落下防止柵の再整備)	 (公衆トイレの整備)	 (展望台の長寿命化対策)	 (利用が多い荒廃歩道の再整備)	 (植生保護のためのシカ柵の整備)	 (長距離自然歩道の整備)
国立公園整備事業	国定公園等整備事業	長寿命化対策整備事業												
 (公衆トイレの洋式化)	 (標識等の多言語表記)	 (ビジターセンターの長寿命化対策)												
 (老朽化した落下防止柵の再整備)	 (公衆トイレの整備)	 (展望台の長寿命化対策)												
 (利用が多い荒廃歩道の再整備)	 (植生保護のためのシカ柵の整備)	 (長距離自然歩道の整備)												

対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

対象事業

- (1) 国立・国定公園整備
公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等
※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外。
- (2) 国立公園及び国定公園区域外の整備
長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)
平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業
- (3) 国立公園施設の長寿命化対策整備
インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う
既存の国立公園施設

支援内容

- (1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限
- (2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付
 - 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
 - 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
 - 年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

支援手続スケジュール(予定)

- 都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出
- 都道府県知事より交付申請
 - 環境大臣が交付決定
 - 都道府県が事業実施
 - 都道府県知事より実績報告
 - 環境大臣が交付額の確定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL : 03-5521-8281

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取り組みを集中的に支援。

事業イメージ

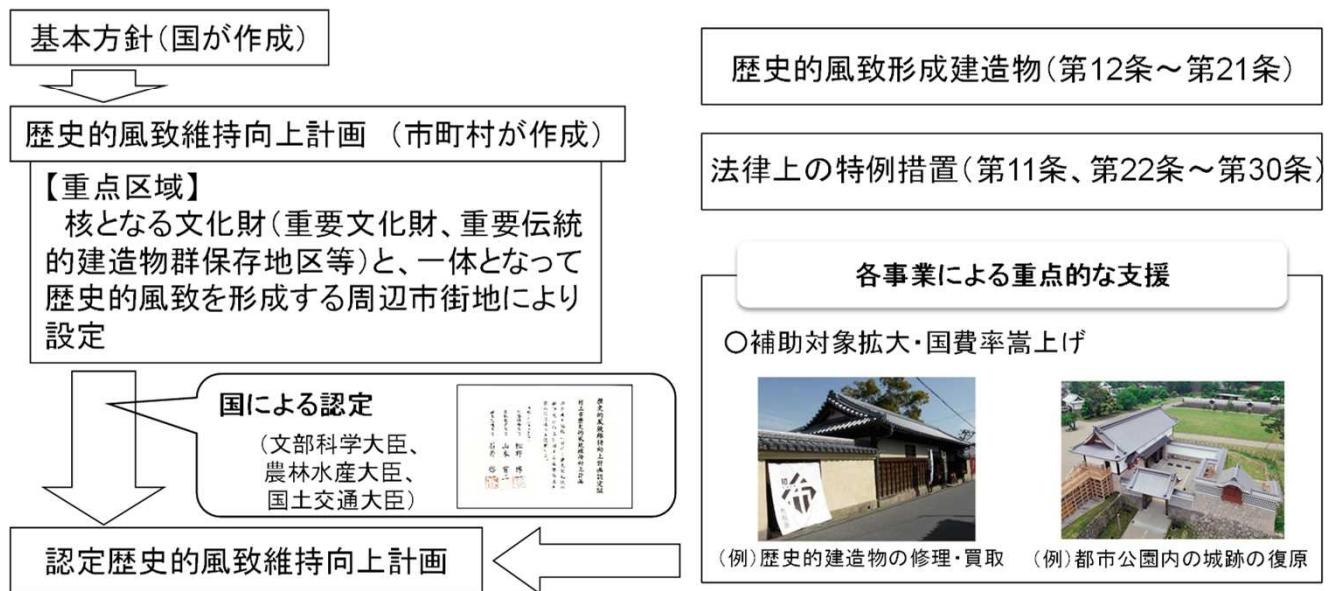
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
URL:https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○ 伝統的建造物群基盤強化

令和6年度概算要求額：
1,903百万円

概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



<宮城県 村田町村田>
修景事業を実施した建造物



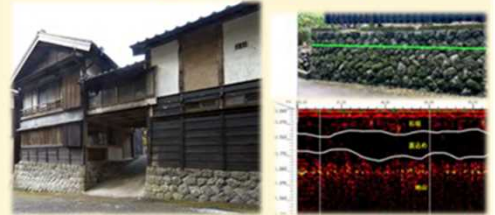
<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

公開活用



<栃木県 栃木市嘉右衛門町>
公開活用施設

先端技術の活用



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーザー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

対象者

市町村

対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、公開活用に資する設備の整備、情報発信等を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。
- (3) 防災・耐震
重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置や耐震診断等。
- (4) 買上
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。
- (5) 先端技術の活用
3次元計測等の先端技術の活用による防災環境の整備等。

支援内容

- 調査、修理・修景・公開活用、防災設備等、買上、先端技術の活用
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和6年4月、6月、9月、11月
令和7年2月初頭
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課

TEL：075-451-9653

○ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和6年度概算要求額：
16,472百万円＋事項要求

概要

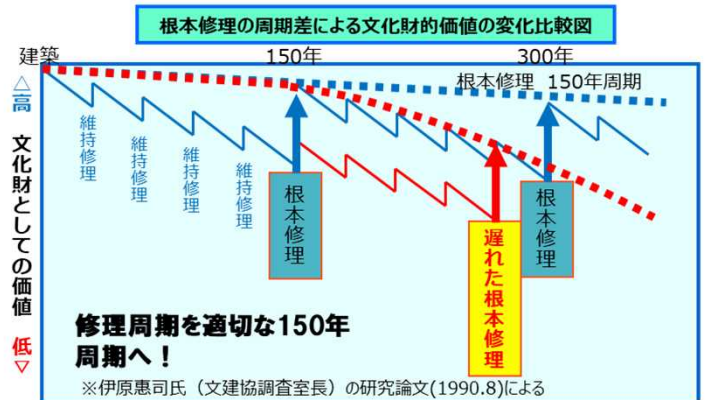
文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

事業イメージ

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。



先端技術活用

文化財の公開活用



重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟
半解体修理の様子（秋田県）



ドローンを使用したSfM写真測量
による3Dモデリングデータ



3Dレーザースキャナ
による計測作業状況



松城家住宅
バリアフリー整備
スロープの設置
展示解説整備（福岡県）

修理機会を捉えた情報発信

周辺環境整備



修理現場公開の様子
願興寺本堂（岐阜県）



パンフレット等
による解説



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）

対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
修理時期を捉えた修理現場の公開等
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- (8) 環境保全等

支援内容

- 修理、情報発信、先端技術活用、公開活用、環境保全等
・・・原則補助対象経費の1/2

支援手続スケジュール（予定）

令和6年4月、6月、9月、11月
令和7年2月初頭
：交付予定

【連絡先】文化庁文化資源活用課 TEL：075-451-9653

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和6年度概算要求額：
2,340百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業イメージ

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。
<2,065百万円（60箇所程度）>
- ③文化観光拠点形成の促進に資する事業に対する支援
一部展示改善、地域との連携体制の構築などの取組を支援することを通じて、文化観光の更なる推進のために裾野を広げるため、文化資源の保存・活用を行う博物館等に対して支援を行う。
<150百万円（15箇所程度）>
- ④計画の推進等のための支援
専門家の派遣、好事例の収集・分析、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。
<125百万円>

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者
- ③ 文化資源の保存・活用を行う博物館等

対象事業

- ① 認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業
- ② 認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業
- ③ 文化観光拠点形成の促進に資する事業

支援内容

- ①② 機能強化事業、地域推進事業
補助率：補助対象経費の最大 2 / 3
- ③ 拠点形成促進事業
補助率：補助対象経費の最大 1 / 2

支援手続スケジュール

未定

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)
TEL : 03-6734-4893

農山漁村振興交付金のうち

農山漁村発イノベーション対策

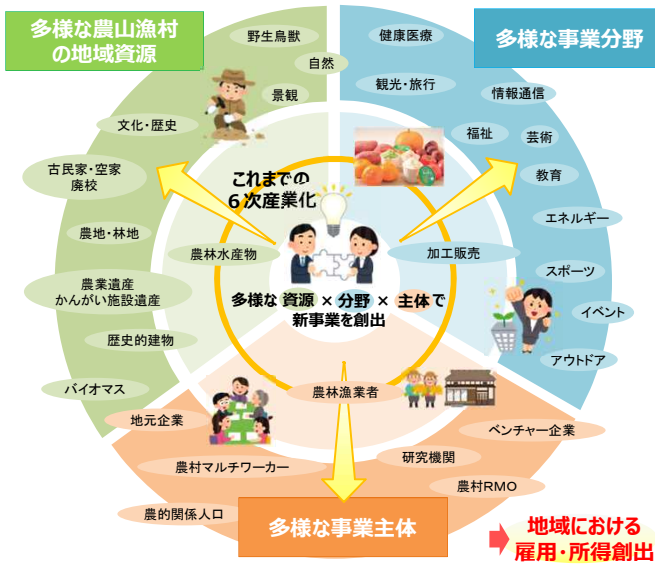
令和6年度概算要求額：
11,741百万円の内数

概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 農山漁村発イノベーション推進事業	2. 農山漁村発イノベーション整備事業
<p>①地域活性化型</p> <p>地域住民による地域活性化のための活動計画づくり</p>	<p>①定住促進・交流対策型産業支援型</p> <p>農産物直売所の整備</p>
<p>②農山漁村発イノベーション創出支援型</p> <p>地域資源を多分野で活用した商品・サービスの開発</p>	<p>②農泊推進型</p> <p>集出荷・貯蔵・加工施設の整備</p>
<p>③農泊推進型</p> <p>景観等を活用した観光コンテンツの開発</p>	<p>③農福連携型</p> <p>古民家等を活用した滞在型施設の整備</p>
<p>④農福連携型</p> <p>障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等</p>	<p>④農福連携型</p> <p>障害者等が作業に携わる生産施設の整備</p>

対象者

【ソフト支援】

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②農山漁村発イノベーション創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

【ハード支援】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

対象事業

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

- ①地域活性化型
地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援。
- ②農山漁村発イノベーション創出支援型
地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援。
- ③農泊推進型
農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援。
- ④農福連携型
農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型
農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。
- ②農泊推進型
農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援。
- ③農福連携型
農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。
(地域活性化型)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-93.pdf>

(農山漁村発イノベーション創出支援型、産業支援型)

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-15.pdf>

(定住促進・交流対策型)

https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-8.pdf

(農泊推進型)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/attach/pdf/nouhaku_top-48.pdf

(農福連携型)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-13.pdf

(公募情報等)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-2493

農山漁村振興交付金のうち

農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

令和6年度概算要求額：
11,741百万円の内数

概要

農山漁村所得向上と関係人口の創出を図るため、コロナ禍からの再始動を図る、農泊地域の実施体制の再構築及び高付加価値化を目指し、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。

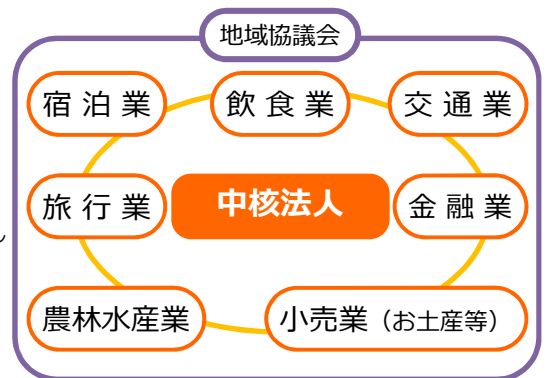
事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】

農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】

農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

対象者

- ソフト対策：地域協議会等
- ハード対策：（1）市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
（2）農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
（3）高付加価値化モデル型：市町村、地域協議会の中核法人等

対象事業

（次頁へ続く）

1. ソフト対策

- （1）農泊の実施体制整備や観光コンテンツ開発、受入環境整備、専門的知識を有する人材確保等を支援。
- （2）体制の再構築が必要な農泊地域を対象に、新たなコンテンツ整備等を支援。
- （3）農泊の高付加価値化モデルの創出に必要な体制整備やコンテンツ整備等を支援し、全国に横展開する。（ハード対策の高付加価値化モデル型と一体で実施）

対象事業 (続き)

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援（施設の新築も支援対象に含まれる）。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における水回り等の小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。

(3) 農泊高付加価値化モデル型

ソフトの(3)の事業と一体となって必要となる宿泊施設等の整備を支援。

支援内容

1. ソフト対策

(1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）

(2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/事業期間※）

※インバウンドに重点的に取り組む場合は上限額に500万円加算

(3) 事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限2,100万円※）

2. ハード対策

※700万円（年基準額）×事業期間

(1) 市町村・中核法人実施型

事業期間：上限2年間

交付率：1/2（上限2,500万円※）※遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円

(2) 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

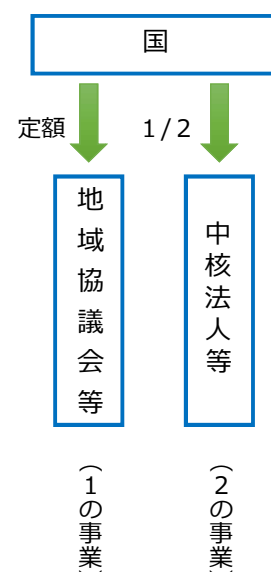
交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

(3) 農泊高付加価値化モデル型

事業期間：3年間

交付率：1/2（上限15,000万円※）

※5,000万円（年基準額）×事業期間



昨年度からの変更のポイント

コロナ禍からの再始動を図るため、①農泊地域体制再構築事業（ソフト）を創設し、既存の地域協議会を支援、②農泊高付加価値化モデル事業（ソフト）及び農泊高付加価値化モデル型（ハード）を創設し、新たな農泊モデルの創出と横展開を図る地域協議会を支援。なお、②の創設に伴い、農泊地域高度化促進事業は廃止。

農泊の立ち上げ時における地域の戦略づくりのため、専門的知識を有する専門人材を活用できるよう、人材活用事業に専門家タイプを創設（既存のメニューは研修生タイプと位置づけ）。

支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃

詳細が決まり次第webサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-0030